

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告示	五	〇公印を改刻しその使用を開始する件	五	〇認定液化石油ガス販売事業者として認定した件	五	〇新たな土地改良事業を行うことを適当と決定した件	五	〇土地改良法により換地処分をした件	五	〇道路の区域を変更する件	五	〇道路の供用を開始する件	五	〇都市計画事業の事業計画の変更を認可した件	五	〇特定非営利活動法人の設立の認証	五
		の申請があった件	五	〇産業廃棄物処理施設等設置等事業計画書の提出があったので公告する件	五	〇障害者自立支援法による指定自立支援医療機関が指定を辞退した件	五	〇土地改良事業の工事の完了について届出があった件	五	〇福島県公安委員会	五	〇福島県青少年によるテレホンクラブ営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則	五	〇福島県選挙管理委員会	五	〇個人演説会等を開催することができるとして指定した旨報告があった件	五

告 示

福島県告示第六十二号

公印を次のように改刻し、平成二十年二月一日その使用を開始する。
平成二十年一月二十九日

職印

福島県知事 佐藤雄平

番号	23	公印の名称	福島県現金出納員印 (福島県立埴工業高等学校用)	印影		公印管理者	福島県立埴工業高等学校の福島県現金出納員
----	----	-------	--------------------------	----	---	-------	----------------------

(文書管財領域文書法務グループ)

福島県告示第六十三号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四百十九号)第三十五条の六第一項の規定により、保安確保機器の設置及び管理の方法についての基準に適合している液化石油ガス販売事業者を次のとおり認定した。
平成二十年一月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

一 氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

ふたば農業協同組合 代表理事組合長 志賀 秀榮

住所

双葉郡大熊町大字下野上字大野三百九十八番地

認定年月日

平成二十年一月二十一日

(県民安全領域消防保安グループ)

福島県告示第六十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項で準用する同法第八條第一項の規定により、大信土地改良区が堂山腹田地区に係るほ場整備事業に係る新たな土地改良事業を行うことについて適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十年一月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十年一月三十日から

同 年二月十八日まで

(二十日間)

三 縦覧の場所

白河市役所

(農村整備領域農村計画グループ)

福島県告示第六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成二十年一月十六日津島地区の県管区画整理事業に係る羽附換地区の換地処分をした。
平成二十年一月二十九日

福島県知事 佐藤雄平
（農村整備領域農地管理グループ）

福島県告示第六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県北建設事務所で平成二十年一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十年一月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前後		敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
		変更前	変更後		
県道月館川俣線	伊達郡川俣町大字羽田字宮川一七番二地先から 同 郡同 町大字羽田字宮前七番六地先まで	四・八〇	七・三〇	一四・八〇	一四〇・〇
		一・〇〇	二二・二〇		

（道路領域道路企画グループ）

福島県告示第六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県北建設事務所で平成二十年一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十年一月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道霊山松川線	伊達郡川俣町秋山字洪田二三番一地从先から 同 郡同 町秋山字洪田二九番一地从先まで	平成二〇年 一月二十九日

（道路領域道路企画グループ）

福島県告示第六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
平成二十年一月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 施行者の名称
会津若松市
- 二 都市計画法事業の種類及び名称
会津都市計画下水道事業（会津若松市公共下水道）
事業認可の年月日
昭和四十八年十一月十六日
- 三 事業施行期間
昭和四十八年十一月十六日から平成二十六年三月三十一日まで
- 四 事業地
昭和三十八年十一月十六日から平成二十六年三月三十一日まで
- 五 収用の部分
都市計画法事業の事業計画の変更を認可した件（平成十三年福島県告示第三百五十号）の事業地に会津若松市インター西の全部の区域を加える。
同事業地に会津若松市町北町大字藤室字道下及び大字始字宮前並びに東山町大字石山字牧沢の各一部の区域を加える。
同事業地のうち会津若松市一箕町大字亀賀字村東及び東山町大字石山字天寧の各一部の区域を変更する。

（都市領域下水道グループ）

公 告

公告第五十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成二十年一月二十九日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあった年月日
平成二十年一月十六日
- 二 名称
特定非営利活動法人ワークショップすがわ

三 代表者の氏名
橋本 節子

四 主たる事務所の所在地
福島県須賀川市長緑町七十七番地

五 定款に記載された目的

この法人は、障がいをもった人々の自己決定の権利を尊重し、全面的な社会参加を支援し障がいの重い人も、軽い人も、障がいの無い人も対等の立場で働き、対等の立場で生きていける職場形態の創出と、地域社会の実現をめざし、障がいの者の自立のため安定的に支援サービスを提供することを目的とする。

(文化領域県民文化グループ)

公告第五十七号

福島県産業廃棄物処理指導要綱(平成二年福島県告示第三百三十八号)第八条第一項の規定に基づき産業廃棄物処理施設等設置等事業計画書の提出があったので、同条第五項の規定により、次のとおり公告する。

平成二十年一月二十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 設置等予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
金井建設工業株式会社 代表取締役 金井 永寿
福島県南会津郡下郷町大字豊成字下川原一六〇番地
- 二 産業廃棄物処理施設等の設置等予定地区
福島県南会津郡南会津町長野字加藤谷地内
- 三 産業廃棄物処理施設等の種類
木くずの破碎施設
- 四 産業廃棄物処理施設等の処理能力
二四〇トン毎日(八時間)

(環境保全領域産業廃棄物対策グループ)

公告第五十八号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関は、当該指定を辞退した。

平成二十年一月二十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類	辞 退 し た 診 療 科 名
コンノ薬局	南相馬市原町区南町一―一―五	平成一九年二月三日	育成医療	調剤

(自立支援領域障がい者支援グループ)

公告第五十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、次の者から土地改良事業の工事の完了について届出があった。

平成二十年一月二十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良事業を行 った者の名称	地区名	土地改良事 業の種類	施行認可年月日	工事の完了年月日
埴町	新八幡	基盤整備促進 (農道)	平成一六年二月 二五日	平成一九年二月一 五日
中島村	町畑西	基盤整備促進 (農道)	平成一二年八月 二三日	同 年三月九 日

(農村整備領域農村計画グループ)

福島県公安委員会

福島県青少年によるテレホンクラブ営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年1月29日

福島県公安委員長 松 本 忠 清

福島県公安委員会規則第1号

福島県青少年によるテレホンクラブ営業の利用を助長する行為等の規制に
関する条例施行規則の一部を改正する規則

福島県青少年によるテレホンクラブ営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則(平成8年福島県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「第82条の2」を「第124条」に改め、同条第2号中「第83条第1項」を「第134条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(生活環境課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十一条第一項第三号に規定する施設と

して次の施設を指定した旨、小野町選挙管理委員会から報告があった。
平成二十年一月二十九日

福島県選挙管理委員会
委員長 新妻 威 男

同	同	同	同	平成二〇年 一月四日	指定年月日
同 郡同 町大字湯沢 字館ノ越九 番地	同 郡同 町大字湯沢 字仲平八五 番地	同 郡同 町大字塩庭 字日天前七 〇番地の一	同 郡同 町大字飯豊 字一盃森五 三番地	田村郡小野 町大字小野 新町字本町 三二番地	指定施設の 所在地
小野町湯沢 体験農園管 理施設	湯沢地区活 性化センタ ー	塩庭二区多 目的集会施 設	飯豊下多目 的集会施設	本町地区コ ミュニティ センター	指定施設の 名称
同	同	同	同	小野町長	指定施設の 管理者
八一・二平方 メートル	五七〇・〇平 方メートル	六九・八平方 メートル	六三・三平方 メートル	五四・七平方 メートル	聴衆席の面積
八〇人	七〇〇人	六〇人	六〇人	五〇人	聴衆席収容 見込人員数